

平成25年(ワ)第1356号、平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件

原告 甲ほか67名

被告 国

準備書面

2015年(平成27年)7月9日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	服	部	弘	昭
同 弁護士	李	博	盛	
同 弁護士	後	藤	富	和
同 弁護士	中	原	昌	孝
同 弁護士	安	元	隆	治
同 弁護士	江	上	裕	之
同 弁護士	川	上	武	志
同 弁護士	祖	父	江	弘
同 弁護士	金	敏		寛
同 弁護士	池	上		遊
同 弁護士	服	部	貴	明
同 弁護士	柴	田	裕	之
同 弁護士	石	井	衆	介
同 弁護士	清	田	美	喜
同 弁護士	尾	崎	英	司
同 弁護士	朴	憲		浩

他49名

第1 相互保証に関する立証責任は被告が負っている

- 1 大韓民国については1951年に国家賠償法が制定・施行され、その後、1967年に新しい国家賠償法が制定・施行されているが、朝鮮民主主義人民共和国については国家賠償制度が不明である。そのため、原告らのうち朝鮮籍の生徒については、国賠法6条の規定する「相互の保証」が存するかが問題となりえ、実際に被告はその点を争っている。
- 2 しかしながら、相互保証要件の訴訟上の位置づけが抗弁であることは札幌地方裁判所平成21年1月16日中間判決(判事2095号100頁)の指摘するところであるから、被告が相互保証要件に係る主張を維持するのであれば、「相互保証のないこと」の立証責任を負うのは被告である。

被告の主張は、自らが立証責任を負う事実について、それを否定する多数の裁判例の存在にすら触れずに組み立てられたものであり、およそ認容される余地のない主張である。

- 3 被告国が、およそ認容される余地のない主張をあえて主張しているということ自体が「在日への偏見・排除」という現政権の姿勢を浮き彫りにする事実として評価されるべきである。

第2 原告らは相互保証の要件を充たしている

- 1 原告らは韓国籍、朝鮮籍または日本国籍である(このことは訴訟委任状に添付した住民票の記載から明らかである。)

このうち、韓国籍の原告らについては、韓国には国家賠償法に相互保証の規定があることから日本の国家賠償法の適用がある。また、朝鮮籍の原告らについても、韓国籍と二重国籍となることから韓国の国家賠償法の相互保証規定により、同様に日本の国家賠償法の適用がある。

- 2 裁判例(朝鮮人について国賠法6条を理由に救済を否定した例はない)

1つの国家内に2つの政府が存在するとし、いずれか一方が相互保証をし

ていることを持って、国賠法 6 条の相互保証にあたりと判示した例

ア 東京地判昭 3 2・5・1 4 (下民集 8 巻 5 号 9 3 1 頁・判時 1 1 8 号 6 頁)は、「朝鮮において朝鮮民主主義人民共和国政府と大韓民国政府とが対立していることは前述のとおりであるが、この両政府はそれぞれ別個の法律制度をもちこの法律は少なくとも朝鮮の北半分または南半分において実効性を担保されているものと認められる。…国家賠償法 6 条に規定する相互の保証の有無は、被害者である外国人に本来適用される統一的な法律制度毎に決定しなければならないものであり、国籍はただこの法律制度を判定するための通常的手段に過ぎない。そして被害者等が何らかの理由により同時に 2 つの異なる法律制度に服するような地位にある場合には、一方の法律制度において相互に保証があるならば、他方にはこれがなくても、国家賠償法 6 条の相互の保証はあるものと解するのが相当である。」と判示して、朝鮮半島を基盤とする 1 つの国家内に 2 つの政府が存在するとして、いずれか一方が相互保証をしていることをもって、国家賠償法 6 条の相互保証にあたりと判示している。

イ また、同旨の裁判例として、大阪地方裁判所昭和 4 6 年 2 月 2 5 日判決 (判時 6 4 3 号 7 4 頁)がある。

二重国籍者の場合に從って救済を図った例

ア 京都地判昭 4 8・7・1 2 (判タ 2 2 9 号 3 3 8 頁)は、「朝鮮には、北朝鮮と南朝鮮とに分裂した異常な事態にあり、わが国は、北朝鮮政府を法律上も事実上も承認していない。そうすると、朝鮮には、全領土を支配する統一的な政府と統一的な法規がないのであるから、北朝鮮と南朝鮮を 2 国とみる限り、朝鮮人は二重国籍者とみることが出来る。そこで、国家賠償法 6 条の相互の保証との関係では、大韓民国国家賠償法 7 条に相互保証の規定があるから、本件について、わが国の国家賠償法によって原告らの賠償請求権

の有無を判断して妨げない。」と判示して、二重国籍者の場合に限って救済を図った。

イ また、同旨の裁判例として、広島地方裁判所福山支部平成4年4月30日判決（判時104号76頁）がある。

小括

以上のとおり、朝鮮人であることと国賠法6条の相互保証要件との関係について、過去の裁判例は上記のとおり扱っているのであり、いずれの見解に従うにせよ、朝鮮人について国家賠償法6条により救済が得られないなどということはない。

3 したがって、原告らの請求は国家賠償法6条を満たしている。

以上